

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品については、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合がありますので、あらかじめご理解、ご了承のほどをお願い申し上げます。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、処方箋をお持ちいただいた薬局にて特別の料金のお支払いをいただくこととなりました。

※特別の料金とは・・・先発医薬品と後発医薬品の価格差の1/4相当の料金のことをいいます。（薬剤料のみ）

当院では、外来院外処方につき、ご負担金額は変わりませんが、処方箋をお持ちいただいた薬局での、ご負担の金額が変わりますことをご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

病院長